



過半数代表者選挙についてその3

いよいよ投票期間となります。ここで皆さんに改めてお知らせします。

投票は自由意思です！

過半数代表者を選出する事務手続きは当然公正かつ適正に行われるものであり、誰に投票するかに関しては一人ひとりの自由意思が保証されています。

- ▶ 投票の秘密に反して投票行動を把握される
- ▶ 直接でなくても立場を利用して暗に特定の候補者への投票を強要される

このような社員一人ひとりの自由意思を制約する行為・事象は、法令の趣旨からも決して許されるものではありません。これは首都圏本部総務部長もメッセージとしてしっかりと発信されています。したがってぜひ皆さん安心して投票してください！またもし何かおかしいことや気がかりなことがありましたらすぐに支部・分会役員に相談してください。

誰が労働者側の代表である過半数代表者にふさわしいのか主体性を持って考えよう。あなたの選択は自由な意思に基づくものですか。



皆さんの投票が職場を変えます！

働く私たちの想いに立ってくれる代表者を選ぼう！